

平成28年3月22日

入札参加業者各位

岡山県南部水道企業団

企業長 藤田 秀徳

(公 印 省 略)

入札金額内訳書の提出について

水道事業につきましては、平素から格段のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年6月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正されました。当企業団では、平成27年4月1日以降の入札公告・指名通知分からは、全ての工事について応札する全者に、入札の際、入札金額内訳書の提出を義務付けることとします。

記

- 1 対象工事 全ての工事（単価契約及び随意契約を除く。）
- 2 提出者 応札する全者
- 3 様 式 配付する様式に記入
- 4 提出時期 入札書の提出時
- 5 提出方法 持参（郵便入札の場合は入札書と同じ封筒で投函）
- 6 実施時期 平成28年3月22日以降の入札公告・指名通知分から適用

※ 書類に不備（内訳書の提出者名の誤記、入札金額と入札金額内訳書の額の相違等）がある場合には、原則として当該入札金額内訳書を提出した者は失格としますので、違算・記入漏れ等がないよう十分注意してください。